

訪問看護重要事項説明書(介護保険)

1.訪問看護事業者の概要

法人名称	医療法人慈生会
代表者	理事長 前原敬悟
所在地	広島県福山市王子町一丁目 6 番 17 号
電話番号	084-925-1086
設立年月日	平成元年2月

2.事業所の概要

事業所名称	慈生会訪問看護ステーションとまと
管理者	今西 美由紀
所在地	福山市王子町一丁目 6 番 17 号
電話番号	084-983-0337
FAX番号	084-999-0331
介護保険事業所番号	3461590204
サービス提供地域	福山市
協力医療機関	前原病院
協力事業所	介護老人保健施設 くつろぎ苑 慈生会居宅介護支援事業所

3.事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人慈生会が設置する慈生会訪問看護ステーションとまと(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることによりステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1.ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。 2.ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。 3.ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4.事業所の職員体制

管理者（看護師） 1名	看護師 常勤換算 2.5 名以上(内常勤 1 名以上) 理学療法士等 1 名以上
-------------	---

5. サービス提供の時間帯

営業日	営業時間
国民の祝祭日・盆休み(8月13日～15日)年末年始(12月30日～1月3日)を除く月曜日から土曜日までとする。	8時30分から17時30分

6. サービスの内容

医療的ケア	療養上の世話
	病気治療のための看護
	健康状態の把握
	医療面における助言
	ターミナルケア
リハビリテーション	在宅におけるリハビリテーション
	介護者への技術指導
	介護に関する各種助言等

7. 利用料(看護師)

20分未満	314円
30分未満	471円
30分以上1時間未満	823円
1時間以上1時間半未満	1,128円

※ 准看護師が行った場合は所定金額の90/100を算定します。

利用料(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)

20分未満	294円
40分未満	588円

利用料(定期巡回・随時対応型訪問介護看護 連携型)

要介護1～4の場合	2,961円/月
要介護5	3,761円/月

※ 准看護師による訪問が1回でもある場合は所定金額の98/100を算定します。

複数名訪問加算(Ⅰ)	254円/1回	複数の看護師等が同時に30分未満の指定訪問看護を実施
	402円/1回	複数の看護師等が同時に30分以上の指定訪問看護を実施
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600円/月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と必要に応じて緊急訪問を行う体制であり、看護業務の負担軽減の体制が整備されている場合
特別管理加算(Ⅰ)	500円/月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施に当たり計画的な管理を行う場合
特別管理加算(Ⅱ)	250円/月	(Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や、留置カテーテル等を使用している状態であること (Ⅱ)在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や、真皮を越える褥瘡の状態等であること

ターミナルケア加算	2,500円/死亡月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
初回加算(Ⅰ)	350円/月	新規利用時、または過去2ヶ月間において利用がない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合 (Ⅰ)病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合 (Ⅱ)退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合 ※ただし、退院時共同指導加算を算定する場合は加算しません
初回加算(Ⅱ)	300円/月	
退院時共同指導加算	600円/月	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	250円/月	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等に同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合
看護体制強化加算(Ⅰ)	550円/1月	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%を超えること②前6か月間利用者総数のうち特別管理加算の割合が20%を超えること③訪問看護を提供する従業員数(常勤換算法)のうち看護職員が60%を超えること (Ⅰ)前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が5名以上であり①②③のすべての条件を満たす場合 (Ⅱ)前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が1名以上であり①②③のすべての条件を満たす場合
(Ⅱ)	200円/1月	
サービス提供体制加算(Ⅱ1)	3円/1回	勤務年数が3年以上の職員が30%以上配置されている場合 (Ⅱ2)定期巡回・随時対応型訪問介護看護 連携型
サービス提供体制加算連携型(Ⅱ2)	25円/月	
早朝加算(6時～8時)	所定金額の25%	
夜間加算(18時～22時)	所定金額の25%	
深夜加算(22時～6時)	所定金額の50%	

上記利用料は、介護保険の法定利用料に基づく金額の1割です。

(利用者負担割合が2割又は3割の場合はその割合に基づく金額となります。)

利用者負担金は、法定代理受領(現物給付)の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払いその後、市町村に対して保険給付分を請求することになります。

8.その他の費用

①交通費

福山市内は無料です。通常のサービス提供地域以外の方は実費が必要になります。

②訪問看護(保険給付外) 30分で4,000円頂きます。

③死後処置料は、実費で15,000円頂きます。

④利用者負担金は、月末締めで次月に請求書を発行いたします。

9.キャンセルについて

利用者がサービスの利用の中止をする際には、前日までに下記の連絡先までご連絡ください。前日まではキャンセル料が発生することはありませんが、当日利用者都合によるキャンセルの場合は実費で2000円頂きます。連絡先:084-983-0337

※但し、利用者の容態急変など緊急のやむを得ない事情がある場合には不要です。

10.緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12.サービスの内容に関する苦情の連絡先

お客様相談窓口	慈生会訪問看護ステーションとまと 管理者 今西 美由紀 TEL 084-983-0337 FAX 084-999-0331
福山市の相談窓口	福山市 介護保険課 TEL 084-928-1166 対応時間 平日 8:30~17:00
広島県国民健康保険団体連合会	TEL 082-554-0783 FAX 082-511-9126

13.秘密の保持について

①事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)はサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

③事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とします。

14. 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いりません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いりません。
- ②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合は遅延なく調査を行い、利用者目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

15.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 今西美由紀
-------------	-----------

- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。
- ⑥虐待の防止のための指針を作成しています。

【説明確認欄】

サービス契約の締結にあたり、上記の重要事項を説明しました。令和 年 月 日

事業者 所在地 福山市王子町一丁目6番17号

名称 医療法人慈生会

事業所名 慈生会訪問看護ステーションとまと

説明者 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

代理人又は立会人 住所

氏名 _____ 印 続柄() _____

訪問看護利用契約書(介護及び介護予防)

____様(以下「利用者」という。)と医療法人慈生会(以下「事業者」という。)は事業者が利用者に対して行う、指定訪問看護慈生会訪問看護ステーションとまとの利用等に関して次のとおり契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法等の関係法およびこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供します。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約期間は、契約締結の日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。

第3条 (訪問看護計画とサービスの提供)

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書及び利用者の居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書(ケアプラン)に沿って、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画を作成し、これに沿って契約書別紙「重要事項説明書」に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。
- 2 事業者は、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書(ケアプラン)が作成されていない場合でも訪問看護計画書を作成し、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書(ケアプラン)の範囲内で可能なときは、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整を行い、訪問看護計画の変更の対応を行います。

第4条 (サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、それぞれのサービスの提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 事業者は、利用者に対し、いつでも保管する利用者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

第5条 (利用者負担金の滞納)

- 1 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないときはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をしたときは、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者と協議し、居宅サービスの変更、介護保険外の公的サービスの利用等について、必要な調整を行うよう要請するものとします。

- 3 事業者は、前項に定める協議などの努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合は、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

第7条（事業者の解約権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解約することができます。この場合事業者は、主治医および居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者に連絡します。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 第2条に基づく、契約期間が満了したとき
- 二 第5条に基づき、事業者から解約されたとき
- 三 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- 四 第7条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされたとき
- 五 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了されます
 - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
 - (二) 利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合
 - (三) 利用者が死亡したとき

第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は利用者の家族の同意を予め文書で得ない限り、サービス担当者会議などで個人情報を用いませぬ。

ただし、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者が、利用者及びその家族から、居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)に位置付けたサービス事業者が個人情報を使用することについて、同意を得ている場合はこの限りではありません。

第11条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合は、事業者、介護支援専門員、市町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

第12条（緊急時等の対応）

訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

第13条（契約外条項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の関係法令を尊重して利用者と事業者が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名の上、1通ずつ保有するものとします。

上記のとおり、居宅サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

利用者(本人) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____

事業者

所在地 広島県福山市王子町一丁目6番17号

事業者名 医療法人 慈生会

代表者名 理事長 前原 敬悟 印 _____